

第三十二回  
國會議院内閣委員會會議錄

昭和三十四年二月十三日(金曜日)午前十一時四十三分開会

委員の異動  
本日委員吉米地義三君辞任につき、その補欠として下條康麿君を議長において指名した。

理  
事

委員

政府委員	内閣官房長官	赤城	宗徳君
内閣官房副長官	鈴木	俊一君	
憲法調査会	事務局長	武岡	憲二君
事務局側	常任委員		
会専門員	杉田正三郎君		
憲法調査会会长	高柳		
説明員	賢三君		
本日の会議に付した案件			
憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)			

感想の第一点は、日本政府案のモデルとなつた司令部案は、アメリカ本国で作られたものではないということを強調しておるようあります。同時に、アメリカ政府と日本との間に介在をしたマッカーサー司令部の作ったものであるといふことが書いてあるのですが、けれども当時マッカーサーは、御承知の通り、日本における最高司令官の地位にあつた。占領治下にあつた。こういう事実から考えてみますと、向うから強い威圧がかかつたということは、その案が、アメリカ本国が作つたか、あるいはマッカーサー司令部が作つたか、どちらにいたしましても受け取つたのが第一点であります。

前回に引き続き憲法調査会法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私、高柳先生にお尋ねいたしたいと思います。二点お尋ねをいたしたいのですが、その質問をいたします前に、去る一月二十一日に憲法調査会でお述べになりました海外調査の報告の速記を昨晩実は拝見をいたしました。つきましては、これを拝見した私の感想を先に述べさせていただきます。それから質問に移りました

それから第二点は、松本博士が非常な強迫的な感を受けられたという口述が、ホイットニーの手紙によつてこれが否定されたということをお述べになつております。これは非常に重要なこととありますけれども、私が先生の報告を拝見しましては、その両者の考え方が必ずしも矛盾しておるというふうには実は受け取れなかつたのであります。重要でありますから、一、三分かりますが、ちょっとと読ましていくだけです。これは先生の報告の一節であります。ですが、当自由党憲法調査会で松本博士が口述された速記のうちで、伊能芳雄君が向うが改正案を怠いだのは一体どういう理由かと、こういう質問に対しても、松本先生のお答えが「おそらく天皇を国際裁判に出すかどうかといふところに問題があつたのではないかと想像しております。向うのいろいろとを呑めば出さない、呑まなければ出さず、そういうわけで、そういうことになつたら大変だと思つてよんどころなく急いでやつたのです。いやと言えなかつたのです」これが松本先生のお答えで、ところが、「これに對してホイットニーは断然この松本氏の解釈を否定しております。それだけなく当時列席したラウェル・ハッシャーらのこの点に關する陳述に照しても、それは右に述べたよな當時の冷厳な国際情勢を率直に、客観的に述べたもので、司令部の意思を表明したものではなれば、呑めば出さぬ、呑まねば出すといふ、松本氏の解釈は全然誤解であったと

から両方とも正しいとしても、これは別にそこに何らの矛盾がなくして、しかも国際情勢というものに対するマッカーサーの考え方は、先生がおつしやつているように、「日本国民、日本國天皇、日本政府があるとき私を支持しなかつたとしたら、その結果は日本にとつて破滅であつたらう」という手紙で述べている点から見て、も、相當国際情勢といふものは、非常に重大になつてゐるといふことが、私はよくわかると思うのです。でもありますから、このほかのところでも、やはり新憲法の改正を急いだ理由の一つは、當時天皇制存続を困難ならしめるような厳しい国際情勢のもとにこれを可能にするために、憲法の改正は欠くべからざる措置であるとマッカーサー元帥が考えておつたことも先生がおつしやつているのでありますから、冷厳にして率直な言い方が、松本博士をして非常な恐怖を感じせしめられたということは、これは私は否定することはできないので、この両方をもつてして押しつけ憲法でないという直ちに結論をするのは、当時の国際情勢から考えて、私は少し飛躍したのではないかと、こう実は思うのです。

て経費としましてはすでに八千三百万円使っておられる。今後なお三年かかるか、四年かかるかわからない、こういうままきのうの会長のお話であります。私はこの憲法調査会の建前として、まず現在の日本憲法の制定当時の実情を調べる、これが一点、それからもう一点は、現在の日本憲法を施行して、日本の行政面に運用の結果どういふような影響を及ぼしたかということを、広く客観的の事実に従つて正確な資料を整えられる、これが一つ、その二点を中心としてお調べになつて、その結果あるいは憲法改正の結論が出るか、あるいは改正の必要が出るかといふことはまだ未知数である、こういうお立場でおつしやつてある。このことは私はよくわかるのです。ところが、憲法全般に対して、日本のこの憲法施行の結果が日本の国情に果して合致したものであつたかどうかということを調べるということは、これはきのう高柳先生は三年ないし四年とおつしやいましたけれども、これは国内の情勢、社会情勢といふものは、今日時々刻々変化をいたしておりますから、今日の影響が来年の影響と、私は必ずしもそこに非常にコンクリートなものが出てくるということはむづかしいと思ひます。

憲法のP・R運動でもなければ、学者たる者は書齋における研究討論の学界でもないのですから、おのずからそこには相当の政治情勢というか、社会情勢といふものがこれに影響を持たなければならぬと思うのです。そこで私申し上げたいことは、現在の自衛隊の存在、皇元首の問題がどうであるとか、地方自治の問題がどうであるとか、どうよくなことでなしに、自衛隊といふ大きな存在がここに一つあって、しかもこれに対しては、どの公聴会でも、出ている公聴人が、私はざっとこれに目を通しましたけれども、みんな憲法第九条自衛隊の存在に対しては相當疑いがあるから、何とかしてくれということをみんな言っています。そこで、私は現在の自衛隊と憲法第九条第二項との関係に対して憲法調査会の意見はどうあるかということを、内閣並びに内閣を通じて中間報告を私は求めたいと思うのです。これはもちろん今の憲法調査会の人たちが一致した結論を出すということは、これは私は無理だと思います。しかし、憲法第九条第二項と自衛隊の関係との解釈というのは、芦田説や、あるいは佐々木博士の説のよう、自衛戦力が持てるという説が一つ、それから自衛戦力が持てないといふ説が一つ、それから私は高柳先生の御意見のように私は持聽するのですけれども、そういうたよな説、およそ三つか四つに私は大別されると思うので

す。これほどの憲法の本を読んで見ます。でも、私は大体それくらいに分類で見ます。これは私の望みたことです。そこで私の意見は、憲法調査会の中間的な報告として、憲法第九条第二項と自衛隊の嚴然たる事実との関係に関する意見、三つでも四つでもけつこうでありますから、その意見のものに、その意見に賛成する人の署名を取つて内閣並びに学会を通じて国会に中間報告を、この国会中に一応出してもらいたい。これは私、憲法調査会法の第二条に、たゞ、検討して報告するということを書いてあるのですけれども、期限はありませんけれども、これほど大きな自衛隊という事実があつて、そろして公職者会でも、どの公聴人もみんな同じようなことを言つている。これは私は自衛隊をふやすとか、再軍備をこれ以上に強化するとか、そういう意味ではなくて、順法精神の立場から、私はこれを言うのです。このことにつきましては、前の鳩山総理大臣が、第二十四回国会で、この憲法調査会法案が、議員提出として山崎さんが提案理由を説明されました。私もそのときに質疑をいたしましたが、その質疑のときに、時の首相である鳩山さんはこう言つている。これは鳩山首相の答弁です。「自衛のため陸軍を持ち、海軍を持ち、空軍を持つ」というのは、憲法の成文から見ますと、ちょっとおかしいのです。それですから、それを正確に持てるよう訂正するといふことが、当然に日本の国民としてるべき道だと私は考へていいのです。」これが鳩山さんのお答えです。私は自衛隊は憲法違反という立場でありますけれども、憲法違反でないという立場にいたしまして

も、あるいは憲法違反の疑いがあるといふ立場にいたしましても、とにかく自衛隊と憲法第九条第二項との関係を明らかにしてくれというのが、国民の大半の世論です。私は何もこれ以上に、話は少し飛ぶかのようでありますけれども、今、現在衆議院で一番の問題は何であるかというと、核武装を永久に放棄するかしないか、昨年四月十八日の衆議院の社会党と自民党との共同提案になる核武装の実験、核実験禁止に関する決議案でも、他国を脅威するような核兵器を持つことをやめるということは、われわれ一贯した立場であるというようなことが、あの当時の決議案にもちろんと出ています。その後、他国を脅威する武器がどうだとか、こうだとかということが問題になつて、あの去年の決議から見れば、おかしいと思うのですが、とにかく核武装が問題になるということは、すでに核を使わない通常兵器の軍隊があるということがどこまでも現実にはもうすでに見て、いるわけですから、それに対する憲法の解釈が、そういう方がお寄りになつて、一年半もかかる、なほこれに対する結論が、出ないということはおかしいのでありますから、どうか私は内閣の方から、これに対する中間報告を、まあ説は幾つかあるともよいが、一応そうして内閣から国会を通じて、それを中間的に報告しろということを強く私は要求をいたしたいので、これに対する官房長官の御意見を私は伺いたいと思います。

しかく、御承知のように政府といふと、ましても、自衛戦力は持てると、いふことで一貫しておるわけであります。しかしながらば、憲法調査会においてこの問題に対する結論を中間報告してみたところ、どうかというお尋ねかと思いますが、憲法調査会法の第二条にありますように、また、今御指摘のように、憲法調査会に、まだ、占領軍から占領後に切りかえられておりますので、そういう事情のもとで憲法調査会もできたんだというふうに私は了知しておるのであります。でありますから、憲法の調査ということならば、當時これは何十年でも調査の必要があつてしましようけれども、先ほど会長が申上げましたように、そう長い期間でなく、三年ぐらいのところで結論を出したい、こう言つておられますので、いろいろ運びをいたしたいと思うのできります。そこで、この結論といふことになりますと、そのつど憲法調査会の意見等は、各国会議員の方々等に報告をいたしておるわけでもあります。正式に政府を通じてあるいは政府を通じて国会といふことではありませんが、議事録あるいは意見等は、議論の経緯等について、御報告を申し上げておる、こうしたこととで御了承を願つておきたいと申うております。

なお、つけ加えて申し上げますならば、憲法調査会の自衛隊に関する結論がどういうふうに出るかわかりませんけれども、政府といたしましては、先ほど申し上げましたように、憲法第九条二項は、自衛のための戦力は持てる、こういう解釈、また、そのもとに自衛隊を作つておる、こういうふうに御了解願いたいと思います。

○八木幸吉君 私は、政府の憲法解釈にあまり深く触れますと時間がかかりますから、触れませんが、一言だけ申し上げますと、今官房長官は、憲法九条第二項は、自衛戦力は持てるという政府の立場、こういう仰せがございましたけれども、これは、佐々木、芦田、清瀬各博士等の意見でありますけれども、岸内閣の意見は、私が内閣委員会において総理等との質疑応答の結果得た結論では、政府の結論はそういうのです。これは、まことに承認に説法になりますけれども、政府の結論は、自衛のための戦力は持てるのではなくて、自衛権はある、従つて、自衛権の裏づけとしてのある一定最小必要限度の実力行使は許されると見るべきであつて、これは憲法以前のものであるといふので、佐々木、芦田、清瀬各博士等の意見とは違うのです。ですから、今の官房長官の説を進めてくると、政府の憲法解釈が二つになると、いろいろになりますから、これは言葉をこつ省略して仰せられたとは思いますが、それとも今の御答弁は、私は政府の解釈としては言葉が非常に不十分であり、かつ、極端な言葉を言えば、総理とは相背馳した別の学説をもとにしたお答えであると、このことを私一言申し上げておきます。

それからもう一つは、自衛隊と憲法の関係を、総合的におっしゃいますけれども、そもそも審査会が起りました動機と申しますが、スタートは、やはり第九条の解釈の方では、憲法改正の可否を検討するという表面的理由にはなっておりませんけれども、憲法改正に反対すると認められる学者のグループが別に一つの団体を作つておる、社会党の諸君がこれにお入りにならん、といふような事実から見てもわかりますように、これはまず憲法改正を意図しておると、常識では思つております。しかし、そういうことを意図しておるかどうかといふことは、私この点で触れる気はございませんけれども、少くとも憲法の九条と自衛隊の関係くらいのことは、今のところは、どうぞうたる人に結論を聞けば、きよにでも私は書けると思う。現に、日本憲法といふものは、いろいろなきさまはありますにしたところが、司令部がわざか十数日でこの全体を書き上げたというようなものがあつて、その考え方であれば、これに対する結論くらいなことは当然出されると思う。なるほど、多くの連記録といふものはわれわれの所にもちようだいして拝目をしておりますけれども、そういうことじやなしに、自分の良心と信念を従つて結論がどうあるか、憲法第九条二項と自衛隊の関係はどう見るかということの学識経験者の調査会としての意見は、当然一応中間報告として求められるだけのわれわれは権利を持つておる、こう実は考へておるのであります

から、総合的といふようなゆうちよよんが法精神の立場から、一応の中間報告の各委員の意見をとりまとめて出してもらいたい。これは、会長もここにおられます。が、特に官房長官から会へ対して、要するに諮問機関でありまして、それを出したからといつて、これがすぐ国民に問うところの憲法改正案の草案になるのじやなくて、ただ内閣が国会に対して憲法改正の素案として出します、しかもその一つの参考になるわけではありませんから、それがすぐに国民に問われるところの憲法改正案にありますから、これで官房長官の御考慮をわざらわしたい。要求することはこれは当然のことでもある、こう思いますので、重ねて官房長官の御考慮をわざらわしたい。

どの程度まで行つて いるか、私正確には承知しておりませんので、申し上げるのではありませんが、お話しのよふうに中間報告ができるような段階においては、私は報告したほうがよろしいと、こう考えておりますので、御趣旨のようなことにつきましては、お憲法調査会の会長とよく打ち合せをいたしたいと思います。

○理事(千葉信君) 八木君に申し上げます。官房長官の質疑を要求された方が、長官の出席時間が少いものですから、質疑を急いでおられますので、一応簡単につつ……。

○八木幸吉君 私は、総合すれば時間がかかりますので、自衛隊は厳然たるものでありますから、ぜひこれを一応分けて、一応中間報告をしていただきたいということを強く要求しておきまして、官房長官に対する質疑は一応これでとめます。

○伊藤謙道君 時間があまりありませんので、ごく簡単に二、三の問題についてお伺いしたいと思います。憲法の規定を変更する権限は、憲法九十一条によつて国会にのみある。こういく根拠から、私どもは調査会を政府が設置することには、強く反対し続けてきましたわけであります。ところが、私がお上げるまでもなく、前の晩の国会で政府与党は社会黨の空巣をねらういう形でこの法案を強引に成立させたところ、こういう経緯があるわけです。憲法のどこを根拠にして内閣にこういふ機関を設置されたのか、その根拠を明確にしていただきたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 今のお話のように憲法改正を発議する前提としての憲法調査会ということあります

だろう、あるいはまた先ほど申し上げましたように、占領から占領を解除して切りかえられた、こういう時代にも再会しておりますので、憲法の運用等についてもいろいろな問題があろうかと、こういうことでありますから、憲法調査会においてそういう問題についての調査をした方が適当だと、こういふ事情で調査会を設けられたわけであります。そこで、主権在民のことでありますが、主権在民であることは、こ

ほど申し上げましたように政府で調査するとかいうよりは、やはり国会に籍を置いておる方々も入って調査をするということが適當だろと、こういうふうな意味で、繰り返して申し上げるようであります。憲法調査会法という法律ができておると了解いたしておられます。特にこの憲法調査会法の提案は議員提出になつておりまして、議員みずからがそういう発意によって、法律をもつて調査会を設けたいといふことでありますから、政府といつしましては、非常に適當なことであるといふうに考えておりましたし、また考えておるわけであります。

で、次の問題の憲法九十七、九十八、九十九ですね、この三条がいわゆる最高法規になるわけですが、この九十七、九十八条を見ますと、基本的人権が人類の長い戦いの結果得られたものである。こういうことをうたつておるわけです。それから、九十八条においては、この憲法に反する法律その他はすべて認めないと明確にしてお

るわけです。それから、九十九条ではこれを擁護する義務があるということをうたつておる。こういう点から見て、基本的人権についてはいかような場合でも変更できない、またかえられない、憲法を擁護する義務がある。こういう点から考えて、前に問題になりました警職法の改正案とか、あるいは労働運動に対する不当弾圧、あるいはまた近く問題になつておる勤務評定の強行、こういふことはまさしく最高法

○政府委員(赤城宗徳君) 九十七条、九十八条、九十九条につきましては、最高法規として政府も国民もこれは順守しなければならない問題であることは申し上げるまでもありません。今、例をとりました警察官の職務執行法であります。これは御承知のように警察官の職務執行法という法律がすでにあります。警察官職務執行法は申し上げるまでもなく、何々した者は対しては何々の罰を加えるといふように、より戦前のいろいろな法律とは違つて、警察官の職務執行に対する規定でありまして、まあ私詳しい法律論は知りませんが、いわゆる手続法的な面が相当多く含まれておると、こう考へております。それではありますので、警察官職務執行法という法律の改正といふものは基本的人権を侵害するという立場において提案されたということではないのです。あるいはまた、勤務評定の問題も、すでに国家公務員法あるいは地方公務員法等において、勤務評定の制度を規定しております。法律に規定してあるからどうということではありませんが、この勤務評定の制度は、日本ばかりでなく世界の各国にあり、アメリカの能率主義の卓からいいましても、あるいはまた、ソ連等におきましても、ノルマといふことなど、勤務評定的なものがあります。日本に適当したやはり勤務評定といふものを行ふということは、これが決して基本的人権を侵害するということではなくことで、勤務評定的なものがあります。日本に適当したやはり勤務評定について、勤務評定の内容そのものについて

は、いろいろ御議論もあると思しますが、勤務評定そのものは、決して基本的人権を侵害するものではないというふうに、建前に立つておるのであります。そういうふうに、実は、この憲法第十章の九十七条、九十八条、九十九条、これに違反していろいろな法律案等を出してたりしているといふように私どもは考えておりませんので、その点を御了承願いたいと思います。

○伊藤顯道君　条約も、その内容によつては、相当強く国民生活を拘束することがある、と思います。そういうことについて、たとえば、安保条約の改定についても、基本的人権に関する規定を持つような点ですね。たとえば、戦争に巻き込まれるおそれのあるよろな条約にこれを変更すると、そういうようなときは、基本的人権の侵害ともなり、最高法規の違反ということに関連していくると思うんです。この点をはつきり伺つておきたい。

○政府委員(赤城宗徳君)　条約の改正によって基本的人権を侵害されるというようなことは、絶対にないようになります。安保条約との関連において、いろいろ御見解はありますでしょうかけれども、基本的人権を侵害するよななことはないよう、また、あつてはならぬこと、いと、こういうふうに考えて、交渉等もやつておる次第でござります。

○伊藤顯道君　最後に、時間がありませんので、一点だけお伺いしますが、国民の祝日である憲法記念日ですね。この記念日に對して、政府はきわめて無関心で、通達一本出していないとこ

委員会で、受田委員から長官に対しても質問があつたわけです。それに対しても長官は、普及の行事をしないから憲法擁護の義務を果していないといふ議論は、少し飛び離れているかと思う、しかし、注意の点はよく考慮いたしました、と、そこで回答なさつておるわけです。その後、この点についてどのようによく考慮されたのか、これを承わりたいと思います。

○政府委員(赤城宗徳君) 御承知のように、憲法が制定された当時におきましては、明治憲法と非常に違つて、平和、民主、基本的人権を守るということが強く出ております。それを普及し、それを擁護するという意味におきましては、憲法公布の記念日等につきましても、相当大がかりな行事が行われたことは、御承知の通りであります。しかし、最近になりまして、この憲法の内容、趣旨等も相當深く国民にわかつてきたと思想しますから、普及されたというふうに解釈しておりますので、制定当時のように、大がかりにといいますか、大がかりに憲法の公布記念日に督励してお祝いをするというようなことは、今あまりいたしておりませんけれども、この憲法の趣旨及びこの憲法を順守するというようなことにつきましては、各機関、官府等を通じ、あるいはまた、そういう趣旨を文部省いたしましても特に強調いたしませんけれども、憲法の趣旨をよく理解させて順守するということに督励といいますか、當時やつておりますが、特にその記念日については、なお一そ、そう、そういう趣旨を徹底させるということにもしてきましたが、まだ足らぬ点があり

ますならば、なお十分にやつていきた  
いと、こう思います。

○伊藤顯道君 今御答弁、ちょっとお  
かしいと思うので、今、長官がおつ  
しゃつたような答弁は、衆議院の内閣  
委員会で今と同じようなことをおつ  
しゃつておるわけあります。普及の  
問題については政府は熱意がない、何  
か考慮すべきだということに対しても、  
普及の行事をしないから政府は熱意が  
ないのじやない、しかし、注意の点に  
ついてはよく考慮するということを、  
あなたはおつしやつておるわけです。  
そこで、よく考慮した結果どう  
なつたのか、具体的に承わりたいと思  
います。その点についてのお答えが何  
もなかつたわけです。

○政府委員(赤城宗徳君) さきにもお  
申し上げておるよう、十二分に御  
趣旨に沿うようにはやつております  
が……、やつておりますが、(笑声)  
当日は休日にもなつておりますし、ま  
あ何といいますか、大げさな行事は差  
し控えたいと思いますが、御趣旨に沿  
うて、それを記念するといふようなこ  
との徹底には、なお努めたいと思つて  
おります。

○横川正市君 一点だけお伺いしたい  
と思うんですが、私は、官房長  
官は、おそらく、私どもが官房長官を  
信頼する唯一の問題は、これは譲弁と  
か、うそを言わないで、非常に朴訥で  
正直だというようなところに、私は、  
官房長官の信頼のゆえんがあるのじや  
ないかと思うんであります。今の問  
題は、憲法の趣旨が徹底したかしない  
かということよりか、基本的に平和憲  
法が制定されたことを国民が喜んで、

その意味で盛大にその日をお祝いす  
る、こういうことが、なぜ政府によつ  
て行われないのかという質問が主なん  
だと思います。それは、ただ休日だから  
いいのだということだけでは、私は  
質問の趣旨にお答えになつておらぬと  
思います。ただ、これと関連するので  
あります。昨日、高柳会長と矢嶋委  
員、八木委員との質問のやりとりの中  
で明らかにされたのであります。憲  
法調査会法制定当時の、議員立法され  
た趣旨、提案の理由、並びに、その提  
案を受けて、与党間でそれを了とされ  
たいきさつ等を、これを勘案してみま  
すと、第一には、憲法第九条の解釈か  
らいつて、警察予備隊七万五千を持つ  
た當時においてさえ、すでに癡義があ  
り、しかも、漸増的に戦力の増強をは  
なつてきました。そういうことに対する  
憲法論議の中にも、戦力とは一体何ぞ  
に苦しい言いのがれをさせるを得なく  
なりました。そういうことから、当時の  
憲法調査会の運営等につきましては、私  
は立法当時の立法理由は参考にはなり  
ましょけれども、それはあくまで参  
考であつて、法律の成文の解釈に従つ  
て、成文の運用によつて憲法調査会は  
運営すべきものだと、こういうふうに  
私どもは考えております。

○矢嶋三義君 官房長官お急ぎのよう  
に、あるいは、平和憲法の中に交戦権、  
自衛権があるのかどうか、それは結論  
的には、防衛のためにはこれは持つて  
いいのだといふようなことに正当に  
判断をすればそんならなもの、わ  
れわれとしては、そういうふうにこじ  
つけながら戦力の漸増計画を立ててき  
たと、こう懇意に考へておるんであります。  
そういうその考え方方が、究極の問  
題としてはこれ以上の戦力を強化する  
ことができない、ことに核武装の問題  
になりますと、一般に私は核兵器に対  
するものの考え方、いわゆる被害があ  
りますにもひどいといふことから、これ  
を人類の幸福のためにも持つことはい  
けないんだといふことをお話ししたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 高柳会長は  
法律的理由では、最も多くは、そのものにつ  
いて解釈し運用するべきものだ、な  
いという意見、こういうのがあります  
が、現在ではあなたの党、与党の中に  
あります。それは、ただ休日だから  
いいのだということだけでは、私は  
も核武装をするのに、大規模のものな  
らばこれはいかぬけれども、小規模の  
ものならば持つべきであるという意見  
さえ出でています。こういう意見も総  
合して憲法改正への非常に強力な意見  
となつてそして提案された。その提案  
されたあとも、大体自民党の中での憲法  
改正に主力的な意見を持つている方々  
が調査会の中に入つて、そして日  
本国情に合わない憲法である、だからこ  
れは改正しなければいけないんだ、こ  
ういうような意見が相当支配的であつ  
たと思うんです。きのう高柳会長は、  
憲法調査会法制定当時の提案理由がどう  
ういふふうに思つて、それを運用すればい  
うとする言葉の字句といふものを、これを理  
解をして、そしてそれを運用すればい  
うのである。こう理解されて答弁され  
ているようであります。こうなります  
と、憲法調査会法を提案をいたしまし  
たおもなる趣旨といふいますか、理由と  
いいますか、必要性といふますが、そ  
ういったものとは、事実上憲法調査会と  
いうのは全然違つた独自の見解で歩き  
出している。こういうことに対しても、  
政府を代表して長官としてはどのよう  
にお考えになつておられるのか、それをお  
聞きしたい。

○説明員(高柳賢三君) 憲法諸問題の  
法律的にはもつともだと思ひます。法  
律は、法律に規定されたそのものにつ  
いて解釈し運用するべきものだ、な  
いといふふうに考へる人たちも委員の中に  
あります。しかし、そうでないよ  
うに考へている人もある。日本の憲法  
問題の一番の重点といふものは、新憲  
法の根本原理である民主主義といふも  
のの運用が、果して日本を独裁制に追  
いやるような運用の仕方をやつてある  
のか、右または左のディクテーター・  
シップといふものに追いやる運営方法  
をやつてあるのか、あるいはなおに  
育つような運営方法をやつてあるの  
か、そういう点が一番大切なことで、九  
条の問題など、そういう個々的な問題  
は第二次的な問題であるからわれわ  
れは全体として憲法の運用を検討しな  
くちやならぬ、こういう考への人もあ  
ります。そこで、九条につきましては、  
先ほどから八木委員の御発言もありま  
したが、憲法調査会は憲法の解釈をす  
る機関ではないといふことをよくのみ  
込んでおいていただきたい。であるか  
ら、これは憲法の解釈は第一次的には  
国会、政府、それから究極的には裁判  
所が権限を持つてゐるので、憲法調査  
会の委員がいかにえらい人がそろつ  
ておられても、そういうオーバーリティ  
ティヴな解釈をする権限はないので  
す。われわれの課せられた問題は違つ  
た方面にあるので、これについて自衛  
隊が憲法に違反するかどうか、そ  
ういう問題の解決をわれわれに求め  
るということは、これは筋違いだと考  
えております。

それから自衛隊問題をいつやるか、  
やつてしないとするならば、いつごろ  
からこれを調査審議するような御計画  
は、まだ運営委員会においても、  
特に九条が必要だといふわけではなく、  
國政全般の運営が必要だといふ意味で、  
直ちに取り上げてはおりません。で、  
國政全般の運営が必要だといふ意味で、  
そのころの情勢では、

憲法調査会ができました当時の情勢では、九条問題についての論争というものが背景となつて、いろいろな縛りは、私も心得ておりますけれども、先ほど申しましたように、憲法調査会の成文と精神というものに照らしてわれわれは運用していく。そういう過去の行きがかりにとられず、もつと大切な問題があるということを、われわれは考えて全般的にやつているわけで、九条だけを早く取り上げるなんといふことは、今の運営委員会にはございません。だけれども、時が至れば九条の問題はもちろん取り上げられて、九条と自衛隊の関係がどういうふうになつて運用されているのかといふような点も十分に考慮するわけであります。

○矢嶋三義君 この法案はわずか五人の定員増の法案であるから簡単だと見

うことは、国民生活にきわめて大きな影響を及ぼし、国民が重大関心を持つてゐる憲法問題はもろん取り上げられて、九条の関係がどういうふうになつて運用されているのかといふような点も十分に考慮するわけであります。

○矢嶋三義君 この法案は必ずしもそうで、九条だけを早く取り上げるなんといふことは、国民の期待でもある。かように私は考えるのである。なぜかと申しますと、そりしないと、行政の一方的な解釈、行政解釈、行政運用といふものが独走するおそれがあるわけですね。それらについて調査審議することが、私は憲法調査会が設置された一つの目的でもあつたと思うわけです。従つて、憲法九条に関する調査会の審議調査といふ点については、私は八木委員長と同感であり、できるだけ早い機会に検討していただきたいと、これは御要望申し上げます。

そこで、高柳会長への質疑はあとに回り、官房長官忙しいので、私は率直に簡明に伺つて参ります。まず、高柳会長の答弁は、今のようにあります。政府を代表してお答え願いたいとて運用できておりませんが、一部は私了解できない点があります。

それは、この憲法を買くものは民主主義であり、平和主義、人権尊重主義であると思ふ。それで民主主義に即応して運用できていますが、一部は私了解できない点があります。憲法の前文において特にしかり、憲法九条といふのは、平和主義から出でてきているのであって、その運用がどうかといふことは、当然私は憲法調査会で真剣に審議調査すべき対象である

と思います。もちろん、憲法解釈も最終的なものは、最高裁判所が憲法の番法調査会が民主主義的な角度から運用されておるかどうかという点に重点を置いて、現実のわが国の政治経済、国民生活にきわめて大きな影響を及ぼし、国民が重大関心を持つてゐる憲法九条の関係の運用について、憲法調査会は、今、会長が述べられる以上に私は関心を示さるべきではないか、それが国民の期待である、かように私は

考へるのである。なぜかと申しますと、そりしないと、行政の一方的な解釈、行政解釈、行政運用といふものが独走するおそれがあるわけですね。それらについて調査審議することが、私は憲法調査会が設置された一つの目

的でもあつたと思うわけです。従つて、憲法九条に関する調査会の審議調査といふ点については、私は八木委員長と同感であり、できるだけ早い機会に検討していただきたいと、これは御要望申し上げます。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こう解釈している……。

きよはこれ以上深く追い込んでいきませんが、それで、次、承わっておきま

すよ。自衛のためには戦力は持てる。そうすると、角度を変えて、他国と相

互防衛条約といふものは結べると政府は解釈し、その立場から運用しようとしているのか、それとも他国と相互防衛条約のよくなものは結べないと、こ

れでないものだと、こういふように解釈されています。

○矢嶋三義君 明確にもう一回伺います。他国を――日本の国じやない、他國を守るために、その国にとつては自衛ですね。他国を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国と防衛協定を結べると、こういふように解釈しております。ただし、その防衛条約を結んだといたしましても、海外に派兵するといいますが、これは憲法上認められておらない、こう解釈しております。

○矢嶋三義君 明確にもう一回伺います。他国を――日本の国じやない、他國を守るために、その国にとつては自衛ですね。他国を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、日本の自衛戦力は使えない

といふように私は解釈しております。

○矢嶋三義君 さればこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約と

は、自衛のためといえども戦力は持て

ません。

ね。非常に答弁は矛盾しております。これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承りますがね。内閣とし

ては、戦略的な核兵器、戦術的な核兵

器と大別されると思うのです、核兵器

はですね。御承知のことく、I C B M

時代に入つて、もう量産時代に入つて

いるわけですね、アメリカとソビエト

は、従つてこの基地政策というものは

大きくなつて、基地といふのは非常

に守らなくちやなんですが、日本の戦

力と、共同行為をとり、相互防衛条約

になりますが、法律的にあまり正確なこと

は申しあげられないかと思いますが、

今お尋ねにつきましては、憲法第九

条第二項によつて、自衛のためならば

戦力は持てる、こういふ解釈のものと

運営してきておる、こういうことで

あります。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こう解釈している……。

きよはこれ以上深く追い込んでいきませんが、それで、次、承わっておきま

すよ。自衛のためには戦力は持てる。

そうすると、角度を変えて、他国と相

互防衛条約といふものは結べると政府

は解釈できる、そういうものを

もつてそれが発動できる、相互防衛条

約といふものはそういうものですか

うあなた方の解釈している戦力という

ですか。これはどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) あくまで自衛のための戦力でありますから、防衛協定はいたしましても、他国を攻撃したり、他国まで行つてそれを守るといふようなことは、これは憲法上許さないものだと、こういふように解釈されているのか、二者択一でお答え願います。

○矢嶋三義君 明確にもう一回伺います。他国を――日本の国じやない、他國を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、日本の自衛戦力は使えない

といふように私は解釈しております。

○矢嶋三義君 さればこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約と

は、自衛のためといえども戦力は持て

ません。

ね。非常に答弁は矛盾しております。

これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承りますがね。内閣とし

ては、戦略的な核兵器、戦術的な核兵

器と大別されると思うのです、核兵器

はですね。御承知のことく、I C B M

時代に入つて、もう量産時代に入つて

いるわけですね、アメリカとソビエト

は、従つてこの基地政策というものは

大きくなつて、基地といふのは非常

に守らなくちやなんですが、日本の戦

力と、共同行為をとり、相互防衛条約

になりますが、法律的にあまり正確なこと

は申しあげられないかと思いますが、

今お尋ねにつきましては、憲法第九

条第二項によつて、自衛のためならば

戦力は持てる、こういふ解釈のものと

運営してきておる、こういうことで

あります。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こう解釈している……。

きよはこれ以上深く追い込んでいきませんが、それで、次、承わっておきま

すよ。自衛のためには戦力は持てる。

そうすると、角度を変えて、他国と相

互防衛条約といふものは結べると政府

は解釈できる、そういうものを

もつてそれが発動できる、相互防衛条

約といふものはそういうものですか

うあなた方の解釈している戦力という

ですか。これはどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) あくまで自衛のための戦力でありますから、防衛協定はいたしましても、他国を攻撃したり、他国まで行つてそれを守るといふようなことは、これは憲法上許さないものだと、こういふように解釈されているのか、二者択一でお答え願います。

○矢嶋三義君 明確にもう一回伺います。他国を――日本の国じやない、他國を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、日本の自衛戦力は使えない

といふように私は解釈しております。

○矢嶋三義君 さればこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約と

は、自衛のためといえども戦力は持て

ません。

ね。非常に答弁は矛盾しております。

これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承りますがね。内閣とし

ては、戦略的な核兵器、戦術的な核兵

器と大別されると思うのです、核兵器

はですね。御承知のことく、I C B M

時代に入つて、もう量産時代に入つて

いるわけですね、アメリカとソビエト

は、従つてこの基地政策というものは

大きくなつて、基地といふのは非常

に守らなくちやなんですが、日本の戦

力と、共同行為をとり、相互防衛条約

になりますが、法律的にあまり正確なこと

は申しあげられないかと思いますが、

今お尋ねにつきましては、憲法第九

条第二項によつて、自衛のためならば

戦力は持てる、こういふ解釈のものと

運営してきておる、こういうことで

あります。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こう解釈している……。

きよはこれ以上深く追い込んでいきませんが、それで、次、承わっておきま

すよ。自衛のためには戦力は持てる。

そうすると、角度を変えて、他国と相

互防衛条約といふものは結べると政府

は解釈できる、そういうものを

もつてそれが発動できる、相互防衛条

約といふものはそういうものですか

うあなた方の解釈している戦力という

ですか。これはどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) あくまで自衛のための戦力でありますから、防衛協定はいたしましても、他国を攻撃したり、他国まで行つてそれを守るといふようなことは、これは憲法上許さないものだと、こういふように解釈されています。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、日本の自衛戦力は使えない

といふように私は解釈しております。

○矢嶋三義君 さればこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約と

は、自衛のためといえども戦力は持て

ません。

ね。非常に答弁は矛盾しております。

これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承りますがね。内閣とし

ては、戦略的な核兵器、戦術的な核兵

器と大別されると思うのです、核兵器

はですね。御承知のことく、I C B M

時代に入つて、もう量産時代に入つて

いるわけですね、アメリカとソビエト

は、従つてこの基地政策というものは

大きくなつて、基地といふのは非常

に守らなくちやなんですが、日本の戦

力と、共同行為をとり、相互防衛条約

になりますが、法律的にあまり正確なこと

は申しあげられないかと思いますが、

今お尋ねにつきましては、憲法第九

条第二項によつて、自衛のためならば

戦力は持てる、こういふ解釈のものと

運営してきておる、こういうことで

あります。

○矢嶋三義君 自衛のためなら戦力は持てる、こう解釈している……。

きよはこれ以上深く追い込んでいきませんが、それで、次、承わっておきま

すよ。自衛のためには戦力は持てる。

そうすると、角度を変えて、他国と相

互防衛条約といふものは結べると政府

は解釈できる、そういうものを

もつてそれが発動できる、相互防衛条

約といふものはそういうものですか

うあなた方の解釈している戦力という

ですか。これはどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) あくまで自衛のための戦力でありますから、防衛協定はいたしましても、他国を攻撃したり、他国まで行つてそれを守るといふようなことは、これは憲法上許さないものだと、こういふように解釈されています。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、その今

の日本が持つてゐる戦力を使えるのですか? 使えないので、どう解釈してお

ります。

○政府委員(赤城宗徳君) 他国を守るために、日本の自衛戦力は使えない

といふように私は解釈しております。

○矢嶋三義君 さればこれはまた他日に論じますが、すると相互防衛条約と

は、自衛のためといえども戦力は持て

ません。

ね。非常に答弁は矛盾しております。

これは他日、他の機会に追及いたします。

で、次に承りますがね。内閣とし

ては、戦略的な核兵器、戦術的な核兵

器と大別されると思うのです、核兵器

はですね。御承知のことく、I C B M

時代に入つて、もう量産時代に入つて

いるわけですね、アメリカとソビエト

は、従つてこの基地政策というものは

大きくなつて、基地といふのは非常

に守らなくちやなんですが、日本の戦

力と、共同行為をとり、相互防衛条約

になりますが、法律的にあまり正確なこと

は申しあげられないかと思いますが、

今お尋ねにつきましては、憲法第九

条第二項によつて、自衛のためならば

戦力は持てる、こういふ解釈のものと

運営してきておる、こういうことで

あります。

それは憲法上そななのかということにつきましては、これは憲法上の問題とは別だと思います。憲法上の問題からして、核兵器をもつて自衛隊を武装したり、核兵器の持ち込みは許さない。こういう方針を堅持しているわけですが、するならば、核兵器を持つということにも、自衛のためならばこれは許されないことではない。憲法上の問題は別として、日本として、今の岸内閣として、核兵器をもつて自衛隊を武装したり、核兵器の持ち込みは許さない。こういう方針を堅持しているわけであります。

○理事(千葉信君) 矢嶋君に申し上げます。官房長官の出席の時間は、約束の時間をはるかに超過しておりますので、できるだけ簡略に願います。

○矢嶋三義君 委員長に協力します。その点は、私はきょうはこの場ですかね、あなたの意見だけを承わっておりますが、ひるがえす意思がないということ、それは他日適当なときによることにして、意見だけ聞いておきます。

そこで、官房長官は、小型核兵器は将来、将来といふのが何年かはともかくとして、将来持つようになるであらう、そのよしあしは別ですよ。小型核兵器は日本が持つようになるであろう、こういうお考えでいらっしゃるようにならぬかと私は推察するわけですが、いかがでありますか。

○政府委員(赤城宗徳君) 世間でも、あるいは党内におきましても、いろいろ意見はあります。でありますので、小型兵器というものが非常に発達してきておる。普通の兵器とあまり差別がないといふような時代も近づいておるのではないかと思います。そういう場合には、あるいは持つこともあるかも知れません。しかし、それを持つか持たないかといふようなことにつきましては、非常に重大なる問題でありますから、それを持つとか持たぬとかといふ結論を出すのには、相当の検討、研究といいますか、研究をして結論を出すべきもので、簡単にどちらにするかではないかといふことが私の意見であります。新聞記者会見等におきましては、非日常的な問題でありますから、それを持つとか持たぬとかといふ結論を出すのには、相当地検討、研究をして結論を出せばならないのです。それで、できるだけ簡略に願います。

そういうことを答えておいたわけでもあります。  
○矢嶋三義君 その点もう一回お伺いします。私は、新聞並びにラジオ放送を通じて、あなたが記者団にお答えになつたのを聞き、また見てこの質問にお答えしているわけです。今の答弁で大体あなたのお考えがわかりました。私推測しておつたのに近い、ほとんど同じですがね。結局こうしたことなんですね、世界の情勢は刻々動いておる、科学の進歩も著しい、それに伴つて科学兵器も日々進歩革新が行われている。こういう科学の進歩と世界情勢の動きから、将来その小型核兵器といふようなものが必要になつてくるような情勢というものが生まれてくるかもしれません。憲法上は自衛のために持てるといふと自分たちは考へている。だからそのときの国内情勢、世界情勢を総合勘案して、そのときの時点に立つて、これを持つか持たないかということをきみある。そのためには、今ここで内閣とか、あるいは国会が、将来長く拘束されるような宣言を、国内に向つて、さことに世界に向つてやることは当然でない、こういう考え方だと、かのようにあなたのラジオ放送並びに記者団に発表した記事ときよりの御答弁から私は推察するわけですが、そうでありませぬか。いかがですか。

どういうふうに国際情勢あるいはいかが進んでいくかわからない。それを十年も二十年もというような先までのことを国会で決議をして、行政権も拘束される。言葉をもつては困るが、労働党のベヴァンなども、イギリス国会においてそういう決議をするといふには憤りを要するんじやないかと、あるいは国民を拘束するような決議といふものについては、よほど慎重な審議をおこなうべきものじやないかといふのが私の考え方であります。

○矢嶋三義君 今のあなたの考え方へお答えされたいのですが、内閣の考え方であります。これは官房長官としてついでになつてゐるんですから、岸総理もそういう考え方であります。岸総理もそういふ考え方だと、こういふふうに了承してよろしゅうござりますね。

○政府委員(赤城宗徳君) 国会で決議されることは、国会の自主性に基づいてやることでありますので、これに対する口出がましいことを政府は止め上げる立場でない。であります。そこで、国会の御決議は、国会の自主的な御決議にほかせるといふ立場であります。しかし、これを永久的な決議をするということにつきましては、慎重を期せなくちやならないじやないか、という考え方は、官房長官としての考え方であります。

○矢嶋三義君　間もなく終ります。  
はきょうは国民年金法案という画期的なものが本会議にかかるて、私の同僚の藤田君が本会議で質問もしているけであります。実はそれも聞きたいけなんですが、委員長理事打合会のに協力して参つてゐるわけでありますから、私もそう長くかかりませんら、しばらくやらしていただきたいと思う。きのうちょっと質疑して、きょうこれだけですから……。八木委員おりますけれども、憲法の解釈運用特に内閣委員会としては、憲法九条係については、ぜひとも内閣の最高任者の岸総理を呼んでただしたいとわれわれの間で、再三再四何したんだが、ほとんどやる機会がないわけす。それで、ちょうどこれは総理大臣が所管大臣であるとともに、それからまたこの法案が国会で審議されたときの筆頭発議者である。それで今総理おいで願つて、こういう際に所信をだしたいと思つたけれども、それもきないので、官房長官で代用したわです。その点私ども委員長の運営に力しているつもりですから、長くはけませんから、しばらくやらしていただきたい。

高柳会長にお伺いしますが、今憲九条を中心とする行政府の解釈並びに運用について若干私ただしてみたわです。でこれはたゞいまの官房長官答弁には重要な面もありますし、これは他日私は徹底的にただして参るつもりであります。これが国民の大きな関心事だね。これは國民の立場から見れば、この九条一つにしばらくものこの解釈と運用はつと變つてしま

おるのです。同じ政党でも、同じ政党  
でありながら、一年あるいは二年の時  
間的経過によつて、解釈が大きくなつてそれによつて運用されている。それは  
は、国民の負担に、国民の日々の生  
活に直結するわけなんですね。だから  
こういう現実があれば、憲法調査会と  
いうのが、しかもその道の権威者で構  
成されて、できているとすれば、ある  
以上は私はその調査審議といふものは、  
早急にやつてみる必要があるのじやない  
か。先ほどのような答弁では、憲法調  
査会があるという立場からいなれば、  
十分じやないじやないか。最近公聴会を  
盛んにやられていますが、特にこういう  
面については、公聴会なんかは私はや  
られる必要があるのじやないか。この  
点とそれから今まで五回地方公聴会を  
やつていらっしやいますが、私は公聴会  
をやるということ是非常にいいこと  
だと思うのですが、公述人として皆さ  
ん方が選ばれたメンバーを見ると、大  
体団体代表が多いのですね。おおむね  
団体の代表というものは、保守と革新  
に大きく分ければ、保守的な人が多い  
わけですよ。だからせつかく国費を使つ  
て皆さん御苦勞なさつて公聴会をや  
られておるわけですが、公述人の選定方  
法というものは、もう少し私は工夫  
を要するのではないか。かようにあな  
た方からいただいた述記録を見て、そ  
の人選の工合を見て私は感ずるのです  
が、その点についてお答えいただきた  
いと思います。

れども、そのときどきの問題について、調査会を受けて答えるというような性格があります。われわれは大きく憲法及び憲法の関連するいろいろな問題を究明して、その結果を国会に報告するというので、それをどういうふうに達成するかということは、憲法調査会として運営委員会で非常に考慮して、そろそろしてやつておるわけなのであります。それで、世間が騒ぐから直ちにこの問題はありますけれども、この調査会といたしましては、そういうようなことと十分に考慮して系統的なプログラムを立てて着々と進めておるわけであります。それで、九条の問題もある時期になりますれば、もちろん取り上げられるのであって、これを回避することはももちろん考えておりません。ただ、至急に内閣からそれを諮問するとの、こういふようなことになると、自主的運営というものが妨げられることになりますから、その点は一つ御批判は十分伺つておきますが、そういうふうなことは、非常に不穏だと考えております。やはりわれわれの良識に基づく運営といふものに信頼されて、そうして批判があるなら幾らでも御批判は承りますけれども、自主的運営に干渉するというステップをとることをリコメンドされるということは、これは私としては賛成できないことがあります。

もの、こういうものになつておるので、これは公聴会の実施要綱にはそういうふうにきめられております。ところが、実際には関係団体からの推薦されたものという、この方で今はいつておるので、まあどういうふうな公募の方法でやるかということは、いろいろ研究すべきことが多いので、本年度はその方法をとらないで、関係団体から推薦されたもの、これは推薦されたものをそのまま公述人とするということになつております。そこでまあ、この学術関係のグループが今まで少なかつた。今度は高松でやるときにはその他の関係者も選ぶということになりますて、これはわれわれの立場としては、あらゆる階層の意見を率直に伺つて、それを参考にするというのが目的であります。こちからある考え方を植え付けるとか、そういうようなことじやなく、逆にこちからがパッサージになつて、国民の声を聞くと、そのときにその口的に合致するよくなない方法がありましたら、喜んでいろいろ御意見を伺いたいと思っております。だからそのときは十分御了承願いたい。これは調査会としても非常に重要な部面であります。だから決してある考えを植え付けるなんといふことではないのですから、その点は御了承を願いたい。この二つの御質問に対してもうとお答え申し上げました。

○理事(千葉信君) 速記をつけて、  
報告を拝見した私の所信を二点まで申上げたわけです。急いで申し上げます  
が、次の第三点は、会長の報告は、  
調査に加わった橋葉、高田、三人の見解の報告となつておりますが、その  
人である橋葉君は、大石委員の報告に対する質問に対し、「調査委員の  
人としてお答えいたしますが、本日、  
会長が代表してわれわれ三人の見解をして  
報告された事柄は、あの憲法が押しつけられたかといふことの意味決定はしておら  
ぬのです。」とこう言つておられる。  
それから第四点として申し上げたいのは、  
しつけであったか、押しつけでなかつたかといふことの意味決定はしておら  
ぬのです。」とこう言つておられる。  
は、この調査委員の海外報告を、憲法改定は、  
調査会委員の諸君が了承したのではな  
い。相当の質問が出来たという点を私は  
想起したいと思うんです。大石教授は、  
言つておる。それから大西委員は、  
ボツダム宣言が憲法改定を当然含  
んでおるものだという戦勝国の解釈が客  
観的に妥当かどうかということにつ  
ても、依然として批判を残していると  
言つた記録があるかということを質問  
保持を第九条は否定しておるものでは  
ないとしても、当時そういうことを  
されておる。さらに中曾根委員は、当  
時、国会の答弁は、司令部と十分打合  
せがあつた結果であるから、吉田總理  
が自衛戦力否定の答弁をしたことは、  
当時の司令部としての見解を披瀝してお  
るものと思う。だからホワイトニーを決  
定しても、それは何ら第九条の解釈を定  
しての権威は持たないと言われば、さ  
く神川さんは、歴史的事実というもの

は、その國体者が後にいろいろ弁明しても信用するわけにはいかない、証拠としては文書が重要であると言つておられる。これに対しては会長は反論をしておられる。こういうことをなぜ私はくだくだしく申し上げたかと申しますと、国会において憲法調査会長が、日本憲法がアメリカから押しつけられたものではないという謡言をしたというふうに国会を通じて国民に伝わり、しかもその結論に対して、何らの疑いも意見もなかつたということになれば、それは事の真相を誤まり伝へられることとなり、その影響するところがきわめて多い、こういうように考えたために一言私は申し上げたわけであります。

今まで申し上げた四点につきましては先生の答弁を求めません。私が答弁していくたまきたいことは、これから申し上げる三点であります。これはきわめて簡単な御答弁をいただけばけつこうであります。第一点は、憲法第九条第二項の芦田修正に対し、先生の報告では、司令部としては、すでにこの修正によつて自衛のために戦力は持てるといふ解釈はできるということに、すでにそのとき気づいておつたといふのは、起草委員の一人であるビーグ教授がホイットニーのところに行つて、これをもしのめば、自衛戦力は持てるといふ解釈になるがよろしゅうございますかと言つたところ、ホイットニーは、君はどう思うか、私はけつこうだと思います、それじゃよからうということになつて帰つた。しかもホイットニーは、マッカーサーの意図を知つておるから、最初からこれは自衛戦力は持てるという解釈であつたらどうと先

生はおつしやつております。そこで、私が先生に伺いたいのは、つまりこのいろいろのやりとりから見て、マッカーサーは、初めから佐々木博士や、芦田博士や、清瀬博士の言うように、憲法第九条の二項は自衛戦力を肯定したものであるというマッカーサーの解釈であるかどうか。これはイエスかノーかでけつこうでありますからお答えいただきたい。これが一点。

それから第二点は、憲法の解釈というものは、これは普通の法律のしゃくし定木の解釈と違つて、社会的解釈が成り立つというのが、先生の御意見のようであります。私はこの問題については大陸的に從来育てられておつた關係上十分分納得できませんが、それはしばらく別問題いたしまして、自衛隊が憲法違反である、こういう訴えが起された場合、先生がもし裁判官であつたならば、その訴えに対してどういう判決をお与えになりますか。これはアメリカのマーシャルの言葉を先生は引用されておりますが、先生がもし裁判官になられたら、大所高所からどういふ判決を、自衛隊違憲論に対する訴訟に対してもどういう判決をお与えになるか、これ伺いたい。

最後に、先生は憲法調査会の運営に對してかれこれ言われるのは困るといふ、先ほどのお話しであります。が、九条二項と自衛隊の関係においては、これは國論として非常に大きな問題である、これには私はどうしても中間的な報告を求めたい。これは実情をお調べになるまでもなく、一つの考え方をおまとめになれば、それでいいわけでありますから、やることになれば特に委員

会を設けなくても、簡単に各々の意見が三つであろうが、四つであろうが、五つであろうが、私はこれは一応報告を求めたい。これは特に憲法に深い関係があり、これが論争になつておる国會としては、当然の要求であるし、またこれを拒否される理由は私はないと思いますので、その三点について、私は簡単率直な御回答を伺いまして、私の質問を終りたいと思います。

○ 説明員(高柳賢三君) 第一点は、マッカーサー元帥は、日本本国憲法が制定の当时、自衛のためにはいかなる処置をもとり得る。九条はこの妨げとならないというふうに考えておったといふように、私への書簡で述べておられます。その点が正しいかどうかと、いうことを検討して、先ほどのビーグ教授もその問題が傍証になるよくなれば、あとなつてそういう理論をマッカーサーがしたのだという反論に対する答弁になるのじやないか、そういう意味で初めからマッカーサーはそういうふうに考えておつた、こういふふうに答えているのです。だから、そのところが非常に……、あまり長くならないから申し上げない方がいいと思います。

○ 八木幸吉君 それで先生はどうお答えでありますか、そのマッカーサーの解釈は同感ですか。

○ 説明員(高柳賢三君) 私はマッカーサーの解釈は、司令部の法律家のみなみであります、実際意見でそれに従つたわけです、結局はですね、であるから、また一般的に見てああいう九条のような軍備を持つたないか、こういう問題についで憲法、國の安全ということは、やはり國の持つ憲法が保護する一番大きな問題

インテレスト、それをただ置き去りにしてしまはうわけにいかない。そこでやはりあいいら九条のようなものを解説するときには、世界の通念というものを考慮に入れてやらなければいけない。理想は理想として高く掲げるのではなくて、こうですけれども、実際問題を取扱うときには、全体お隣りの国は全部軍備を撤廃しているのか、また近く撤廃する可能性があるのか、そういう問題を十分に検討して、その背景において日本が軍備を持てるかどうかということを研究しなければいけないのである。今の第九条、つまり自衛隊は憲法上持てるか持てないかという問題は、そこに書いてある文字のみとらわれて解釈することは間違いだとうのが、私の建前であります。

重な態度でわれわれは検討いたします。いろいろふうに考えております。それであつたと先生も思われるが、それから裁判官としては何とも言えない。これら三點は今直ちに結論を出すことには困難のように思われる、こういふ考え方であると私は思います。もしそれが違つておつたら御答弁をいただつき、違つておらなければそれでけつとうであります。

○八木幸吉君 結局、マッカーサーは、最初から自衛戦力は持てるという解釈であつたと先生も思われるが、それから裁判官としては何とも言えない。これら三點は今直ちに結論を出すことには困難のように思われる、こういふ考え方であると私は思います。もしそれが違つておつたら御答弁をいただつき、違つておらなければそれでけつとうであります。

○説明員(高橋賢三君) 大体そういう趣旨であります。

○矢嶋三義君 先生、誤解なさらぬようにしていただきたいと思うのです。が、私ども憲法調査会の運営について、その自主性を侵さず、くちばしも入れようという考えは毛頭なくておきいするとともに、若干の願望を述べているわけですから、そのつもりでお聞きいただきたいと思う。先生は憲法調査会の会長でいらっしゃるので、それで伺つておられるわけです。また、先生の御発言といふものは相当重大である影響性も多いと考えて御足労願つてゐるわけです。ただいま八木委員からお尋ねがありましたら、先生のお答えを乞うますと、次々にお伺いしたいことが出てくるのですよ。私は法律学者であります。たゞいま八木委員からお尋ねになつておるのじやないか、先生の御答弁を承わつてますと、純然たる学者、研究学徒の立場でなくて、研究学徒と政治家と中間くらいのことこのお答えになつておるのじやないか、いふような印象を受けるのですが、割り切れないところがある。たとえば、練

返してこの点重大だから伺いますが、憲法第九条の解釈について、八木委員から質疑があつた、それはそのときの世界の通念から考えなければならぬ、周囲の国がどうかということも勘案し、そういう立場からこれを解釈運用すべきもので云々と、こういうお答えですが、私はどうしても了解できないと思うのです。とにかく憲法の前文からそういう僕は結論は出でこないと思うのですよ、この前文をよく読みますと、そうなると、これからいきますと、いと、憲法第九条の解釈というものは、今ここに先生が答弁席に立たれて質疑を受けた場合に、学者らしく私は明快な……、私たちがそれに賛成する場合がある、あるいは反対する場合がある、いずれになるか、ともかくも、お答えがいただけそなめだ、こういうふうな私は感じを持つてゐるわけです。で、伺いたいのはマッカーサーは、自衛のために戦力を持てる、こういう考え方であつた、幣原さんが自発的に持つてこられて、喜ばれた、こういうことなんですか、しかし、当時占領政策が相当進んだ後に、あの日本を占領して新憲法をこしらえた當時に、日本の軍備を解除したのは失敗であった、アメリカの管理政策は失敗であった。こういう声がアメリカにほうはいとして起り、また、アメリカの軍の内部にも起つたということは、当時非常に伝えられたところで、日本国内において再軍備をしなければならぬ、したいといふ国民の相当部分の方々も、そういう論を張られた。その点は私は感じとしては、いろいろの経過はあるけれども、憲法の前文、それから九条、これにオーケーを出した、そして当

時司令部がやつたあの政策を顧みると、まさに、マッカーサーは、やはり自衛のためといえども戦力は持たせない、持てない、日本を完全に武装解除するのだ、そういうつもりであった。それを

また吉田さんが受けて国会でああいう答弁をされたんだ。その後、昭和二十五年の朝鮮事変あたりを契機に、だんだんとアジアの情勢、世界情勢が変わってきた。それからこの解釈を変え

ていつて、そして対日政策も変わった。それから、日本のそのときの政権がそれを受け入れていった、迎合していく。これが僕は真相ではないかと、かよ

うに思うのですが、先生のお考へをあらためてその点伺いたいと思います。

○説明員(高柳賢三君) 第一の御感想は、私は学者というのではなく、政治家と半分くらいのまごこぜみたいな男だ、そういう点ですが、これはあるいはそういうふうに見えるのもつともかと思うのは、やはり憲法学者というのが、大体國際情勢の分析を基礎にして第九条を考えておらない、との理論を見ても書いておらない。私は實際問題、国防というような問題になりますと、國際情勢、世界の世論、動向、果して日本の憲法のようなるものをソ連も、アメリカもあるいは隣国の中国も、印度も、みんなとるという情勢にあるのかないのか、そういうようなことを考慮して、やはり解釈というもののはしなければならぬ。これがいわゆる憲法解釈において最も必要だ。先ほどジョン・マーシャルの憲法解釈の原則の、文字にとらわれてはいかぬ、そういう意味では、机の上でただロジックをもてあそぶのが学者である。こういうカテゴリーから言えば、これは学者でな

くて、ちょっと政治家的なところもあるじつているなという感想もござつともだと思ひます。

第二点は、もっと大切な問題であります。うが、これは憲法調査会会長として意見述べているのでありますから、そ

の点は、こういう解釈の問題になりま

すと、人々おのの意見がありますの

で、私が日本側の証拠と、アメリカ側

の証拠を突き合せて、こういうのが真

相ではないかと考えたところを率直に申し上げましよう。これには三つの段

階があると思います。

第一は、幣原・マッカーサー会談、

これが一番高いレベルの会談。ここで何が起つたか。幣原さんは、日本の天

皇制を維持するためには、どうしても

第九条のごとき規定を憲法に入れなければならぬという考えを披露して、

マッカーサーが初めはびっくりしたけ

れども、よく話を聞けばもつともだとういうので、そこで対外的に大きなセスチアとして、第九条というものが入っている。対外的の意味の方が非常

に大きい。それにはそれをどういふうに表現するかというので、非常なるマッカーサー式なレトリックを使つて書いたのが、マッカーサー・ノートに出てきている、それが第一段階。

第二段階は、それが司令部の法律家の手に、マッカーサー・ノートの、自衛のためにも持てないという非常に強いそれが乗つかつてきた。こつちはレト

リックは考へないです、憲法の条文の、国と日本との間の問題については國の法律としての条項、こういう見地から、司令部の法律家はおそらく考へたのではなかろうか。そしてその見地から言えば、マッカーサー・ノート

ういうふうに九条の問題については国際的な面と国内的の面とがあり、それに照応してマッカーサー元帥と事務担当者とその二つのカテゴリがあるといふことだ。

第三点は、もっと大切な問題であります。うが、これは憲法調査会会長として意見述べているのでありますから、そ

の点は、こういう解釈の問題になりますと、人々おのの意見がありますの

で、私が日本側の証拠と、アメリカ側

の証拠を突き合せて、こういうのが真

相ではないかと考えたところを率直に申し上げましよう。これには三つの段

階があると思います。

第一は、幣原・マッカーサー会談、

これが一番高いレベルの会談。ここで何が起つたか。幣原さんは、日本の天

皇制を維持するためには、どうしても

第九条のごとき規定を憲法に入れなければならぬという考えを披露して、

マッカーサーが初めはびっくりしたけ

れども、よく話を聞けばもつともだとういうので、そこで対外的に大きなセスチアとして、第九条というものが入っている。対外的の意味の方が非常

に大きい。それにはそれをどういふうに表現するかというので、非常なるマッカーサー式なレトリックを使つて書いたのが、マッカーサー・ノートに出てきている、それが第一段階。

第二段階は、それが司令部の法律家の手に、マッカーサー・ノートの、自衛のためにも持てないという非常に強い

それが乗つかつてきた。こつちはレト

リックは考へないです、憲法の条文の、国と日本との間の問題については國の法律としての条項、こういう見地から、司令部の法律家はおそらく考へたのではなかろうか。そしてその見地から言えば、マッカーサー・ノート

は私個人の見解でありますから、そのつもりで御了承をお願いいたします。

○矢嶋三義君 その経過はそれでいい

で、それから日本政府との交渉においては、日本政府の言なりになり、柔軟性を持たせ、それから今芦田修

正が出てきてもそれを受け継ぐ、こういう態度になつてきて、それをマッカーサーは認めておる。つまり法律家

的考え方から出たものをマッカーサーも認めている。

それから、しかば第三段階という

のはどういうのかというと、これをど

ういうふうに日本政府に伝えるかとい

うこと、それでマッカーサーが、自衛

のために持てる、こういうことを率

直に日本政府に伝えて、日本政府のス

ポートクスマン、当時の金森國務相等

が、そういうふうな理解でもつて政府

案を説明した。これは國際的にい

うことで、ゼロになつてしまふ。どこの国

だつて自衛のためにでなく、侵略のた

めに軍隊を持つなんていふ、そんな國

はありはしない。みな自衛のためで

す。であるから、自衛のために持て

るのだといふことになれば、幣原さん

が天皇制を保護するために必要だと考へた対外的なゼスチアとしてはゼ

るのだけれども、とにかくあのときにはそういうふうな解釈があつた。分析

はそういうふうな解釈を政府に強要

も何もしていよいよ、政府は国際法上自衛権はあるのであるけれども、軍隊は持てないのだと、第二項の

解釈になるのです。そういうふうに金森氏は答えておつたように覚えており

ます。だから、そういうのは非常に法

律家から見れば変なアンサーで、常識的にいふれば、非常におかしい。おかし

いのだけれども、とにかくあのときにはなぜ先生の発言に関連して伺つておるかといふと、御承知のごとく、吉田

さんは答弁して、そういう解釈をし

た。当時文部省から出した民主主義読本が答えておつたように覚えており

ます。なぜ先生の発言に関連して伺つておるかといふと、御承知のごとく、吉田

さんは答弁して、そういう解釈をし

た。当時文部省から出した民主主義読本が答えておつたように覚えており

ます。なぜ先生の発言に関連して伺つておるかといふと、御承知のごとく、吉田

さんは答弁して、そういう解釈をし

た。当時文部省から出した民主主義読本が答えておつたように覚えており

ます。なぜ先生の発言に関連して伺つておるかといふと、御承知のごとく、吉田

さんは答弁して、そういう解釈をし

た。当時文部省から出した民主主義読本が答えておつたように覚えており

ます。なぜ先生の発言に関連して伺つておるかといふと、御承知のごとく、吉田

さんは答弁して、そういう解釈をし

た。当時文部省から出した民主主義読本が答えておつたように覚えており

隊を存続させるためには、今の世界の情勢からいつて、日本にある自衛隊程度は必要だと考える。従つてそれを合理化する意味で、憲法九条は改正すべきだ、これは私は、八木委員の一貫する主張であるし、先生の腹の中もそうではないかと拝察するのですが、そういう御答弁は八木委員には与えられないでござりますか、ノーカイエスかお答え願います。短くてけつこうで

○説明員(高柳賢三君) 第九条の解釈につきましては、先ほど言つたように、憲法上重隊は一切持てないという憲法条理といふものは、時代をあまり超越し過ぎておるといふに考へるので、憲法上は持てると、持てないという解釈は、これは憲法解釈としては邪道だ、私の法律学の解釈の見地から言えどもそなうことであります。ただ問題は、その次の問題、憲法上は持てるとしても、國の政策として持たないといふことはできる。この二つが混乱されて出ておるのではないか、憲法の問題と國の政策の問題といふものが混亂されておる。憲法といふものは、やはり國のセーフティといふのは最も大切なインストレスト、これは絶対に持てないので、憲法にこう書いてあれば、日本はどうなつてもそんなことは問題だじゃない、そういう憲法の解釈は間違つてゐる、こういふうに考へます。そういう意味で憲法上の問題と政策上の問題を、日本の国会における討論は相当にどちらかになつてゐる、このではないか、これは私の感想であります。傍観者としてそなうふうに見ておつたと、外國に参りましてやはり同じことが、日本における憲法論争を

問題を考えるのに本道ではないか、それでは、いつては、私は憲法上は持てるのだというよろ、日本セーフティを守るために持てるのかどうか、お守りを願います。短くてけつこうで

○失嶋三義君 あなたのお考へになつておる点はわかりました。しかし、私は法律学者やないのですが、にわかに同調いたしかねます。岸さんもあなたから習つて近ごろああいふうに答弁したとおもいます。從來代々の總理大臣の答弁も時によつて違つて、また顔が違つよう、學者にもいろいろ御意見があるものだとつくづく感じてゐるわけです。鳩山さんの意見もちよつと違つてます。それで質問を終ります。

○説明員(高柳賢三君) この問題は、マッカーサーさんとホイットニーさん

が、非常に無礼だと言つて、誤解ですとか憤慨したといふ質問要綱というものはどういう点であるかといふ点のだけであつて……。

○説明員(高柳賢三君) 内閣にあると解釈されると、その御意見を教えてもらおうと思つて聞いているので

側からのいろいろな法律論、そういうものに関連するのではないかと思いますが、憲法調査会といふものとは、全體國会の發議權といふものとは何も関係がない、とにかく憲法のいろ

が、何か憤慨したといふ質問要綱といふのと、それから先生が退席されるに当つて参考に承わつておきたいのですが、この法案が成立するときに、本院で論じたのですけれども、憲法改正の發議權がどこにあるかといふ点で議論され、そなして内閣にあるといふことで、政府はああいう措置をとられたわ

けです。そのときの政府側の見解といふものは、今もそなだと思うのですが、憲法七十二条によつて内閣は法案を国に提出することができます。だから、憲法改定も一つの法律案件であるから、内閣にも發議權があるのだ、こういふんなら理屈をつけた、つけた理屈はちつとも感心しておりません。しかし、ながら大筋から言えども、もう少し憲法の發議權をされたわけです。それは、これを社会党の方が憲法論を楯にとつて向つていく、あの戦法といふものは非常にナイーヴだ、もう少し憲法問題でなく、政策の問題でうんと争つてもらいたい、私自身はそなうふうに考へております。

○失嶋三義君 あなたのお考へになつておるかどうか、學者としての先生の御意見を伺いたい。

いのか、その点局長からお答え願いたい。

○政府委員(武岡憲一君) お答え申し上げます。第一点の委員会における出席状況でございますが、大体平均して申しまして、総会の場合八〇%ないし八五%くらいになつておると思いました。

それから第二点の、今回の五人の増員はどの程度の職員を増員するのかといたことでございますが、考えておりますのは、五等級の職員を二名と、それから七等級の者を三名と、この五人というふうに考えております。それから、それに該当するような職員が現在すでに入つて仕事をしておるかということをございますが、さようなことはただいまのところございません。もし法律の方を御決定下さいすれば、直ちに準備をいたしまして増員いたしたいと、かように考えております。

○理事(千葉信君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、これにて質疑を終局することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○理事(千葉信君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——御発言もなければ、討論は

終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて、本案は多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(千葉信君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

午後二時散会

本日はこれにて散会いたします。